

平成十年十二月十四日提出  
質問第六号

残留農薬に関する質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

## 残留農薬に関する質問主意書

アメリカでポストハーベスト農薬として使われている二・四―Dおよび殺菌剤ビテルタノールについて尋ねた内閣衆質一四三第一一号答弁書に関し、不明な点および確認をしたい点がある。

従って、次の事項について質問する。

### 一 レモンの二・四―Dについて

レモンのへたのついている部分の変敗した結果、へたが落ちるにもかかわらず、「へた落ち防止」は「保存を目的とした添加物には該当しない」としている理由はなぜか。二・四―Dは、レモンの変敗を防止することを目的に使用されているので、「食品の変敗の防止を直接の目的」としていることになる。

従って、二・四―Dの使用目的は、食品衛生法第二条第二項に規定する食品の保存の目的と合致するので、二・四―Dは違法添加物になると考えるが、いかがか。

### 二 バナナのビテルタノールについて

日本子孫基金が一九九八年八月に発行した「食品と暮らしの安全」一一二号で指摘しているビテルタノールが検出されたバナナについて、「直ちに法第七条第二項に違反するものとは判断できない」と指摘

している件に関連して次の三点を質問する。

① バナナに残留するピテルタノールの濃度は、果皮を1とした場合、果肉は平均していくらと考えていくか。

② 果皮の濃度が一・六 p p m の場合、果肉と全果の各平均濃度はどの程度と考えるか。

③ 一九九八年にエクアドルから輸入されたバナナのピテルタノールの残留値（全果）について、最大値と平均値はいくらか。

右質問する。